

## 第9期改選後第3回国立市介護保険運営協議会

日 時 令和7年10月17日（金）午後7時から午後8時  
場 所 市役所3階 第1・2会議室  
出席者 市野委員、榎本委員、笠井委員、小松委員、澤地委員、白瀬委員、瀬戸委員、  
新田委員、林委員、前田委員、松浦委員、山路委員、山本委員 以上13名  
高齢者支援課事務局

議事：

### 【林会長】

それでは、定刻となりましたので、第9期改選後第3回の国立市介護保険運営協議会を始めます。

会議次第に沿って進めてまいります。会議次第の1は、委嘱状の交付・あいさつであります。事務局からお願いします。

### 【事務局】

皆さん、こんばんは。高齢者支援課長、赤尾でございます。本日もよろしくお願いいたします。

では、次第の1番、委嘱状交付について、簡単に御説明させていただきながら、委嘱式を進めていきたいと思っております。

現任の委員の皆様は、今年の4月から委嘱というふうにさせていただいたところがございますが、その際御案内したとおり、学識経験者の方の枠が1名分空席となっておったところがございます。ここに10月1日付で、新しく1名の委員をお迎えすることになりましたので、本日、市長より委嘱状の交付をさせていただき次第でございます。

では市長、よろしくお願いいたします。

### 【市長】

場所はどちらで。

### 【事務局】

前のほうでよろしくお願いいたします。

### 【事務局】

では、お名前をお呼びしますので、前のほうにお願いします。白瀬由美香様、よろしくお願いいたします。

### 【市長】

委嘱状、白瀬由美香様。国立市介護保険運営協議会委員を委嘱します。委嘱期間は令和7年10月1日から令和10年4月18日まで。

令和7年10月1日、国立市長、濱崎真也。

よろしくお願いいたします。

### 【白瀬委員】

よろしくお願いいたします。

### 【事務局】

市長、白瀬先生、ありがとうございました。

では、お席のほうにお戻りいただければと思います。

それでは、白瀬先生から一言、御挨拶いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

いたします。

**【白瀬委員】**

初めまして。一橋大学社会学研究科で社会政策や社会福祉に関する教員をしております白瀬由美香と申します。このたびは介護保険運営協議会の委員に入れていただくことになりまして、非常に身の引き締まる思いでございます。

私自身は国立市民ではないのですけれども、現在一橋大学に着任して11年目で、それ以前も、かれこれ30年ぐらい前に一橋大学に入学し、12年ほど学生をしておりましたので、もう合わせて20年くらい国立市には関わっている形になりますので、微力ながらも皆様にいろいろ教えていただきながら、委員を務めさせていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

**【事務局】**

白瀬先生、ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

では恐れ入りますが、市長はここで退席とさせていただきます。市長、どうもありがとうございました。

**【市長】**

ありがとうございました。皆様、本日はよろしくお願いいたします。すみません、失礼します。

**【事務局】**

次第の1につきましては以上となります。

議事進行を会長のほうにお戻しさせていただきます。

**【林会長】**

会議次第の2は、議事録の承認であります。事務局のほうから説明をお願いします。

**【事務局】**

議事録につきましては、全員に送らせていただいたところでございます。特に事前には御意見等いただいているところがございます。

以上です。

**【林会長】**

ここで何か議事録についてお気づきの点がある方はいらっしゃいますか。

特にないようでしたら、議事録案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

**【林会長】**

ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

次に、次第の3が、高齢者支援課・事務局の体制についてであります。事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは説明させていただきます。資料11番は委員の名簿でございますので、先ほど委嘱させていただいた白瀬先生が加わった、現在の名簿という形になってございます。

次第3に関わりましては、資料12を御確認いただければと思います。ちょっと高齢者支援課のメンバーが、人事異動の関係で替わりましたので、その御紹介でございます。

介護保険係の上から5人目のところ、赤坂という職員に代わりまして、駒井という職員が着任してございます。

また、地域包括支援センターのこの下から3番目のところ、真野という職員が着任してございます。しょうがいしゃ支援課から当課に異動してまいりました。

以上2人、高齢者支援課に新しく加わってございますので、業務等で関わりのあるこ

とも多かろうと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日はすみませんが参っておりませんけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

それともう一人、事務局として出席をしていただいております福祉総務課長の人事の交代がございました。前任、小鷹学が異動しまして、その後任に馬場一嘉が着任してございます。馬場課長は来ておりますので、一言御挨拶いただければと思います。

**【福祉総務課長】**

ただいま紹介していただきました、福祉総務課長の馬場と申します。福祉総務課長は今年の10月8日に辞令をいただきまして、福祉総務課は、介護保険事業計画、あるいは老人福祉計画と関連づけられている、地域福祉計画という計画を所管してございますので、できる限り介護保険運営協議会のほうにも顔を出させていただきたいと考えてございまして、今日も参加させていただいているというところでございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

**【事務局】**

次第の3番は以上でございます。

**【林会長】**

ありがとうございます。

次第の4は、第10期介護保険事業計画策定に向けた各種調査の実施についてであります。これも事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは、資料13を御確認いただければというふうに思います。第10期、次期の介護保険事業計画策定に向けた調査の実施についてということで、資料の説明でございます。

いよいよ第9期の計画期間も半分が過ぎたところございまして、そろそろ次を見据えたものが始まっていく、こういった調査を皮切りに進んでいくという形になってございます。ということで、どんな調査を今事務局のほうでやっていくのかということ、簡単に説明させていただければというふうに思っております。

まず1番ですが、在宅介護実態調査という調査を行う予定でございます。調査目的としては、地域包括ケアシステムの構築という観点、また介護離職をなくすためにはどうすればいいのだろうか、そういった観点を盛り込むために行う調査でございまして、調査対象としては、在宅で要支援・要介護認定を受けている方を対象として行う調査でございます。

こちら手法としては郵送調査を考えておりまして、9月の末から既に始めておりますが、要支援・要介護認定の更新勧奨通知という通常から送っている通知、こちらに調査票を同封いたしまして回答していただくという形でございます。大体1,200名の方に調査票を送る形になりまして、ざっと今認定を受けている方が4,000人ほどいますので、半分には届かないけれどもという人数の方に、調査票を送らせていただくことになろうかと思っております。

質問項目としては、資料ナンバー14をつけてございますので、後ほど御覧いただければと思いますが、基本的には国が全国一律で標準の項目を定めておりまして、それのとおりにお伺いするという形になってございます。在宅生活を継続するためにどんなサービスが必要だと思いますかとか、今、介護保険外のサービスを使っているものがあるとしたらどんなものですかとか、あとは、主な介護者が不安に感じている介護、例えば認知症のケアが不安ですとか、そういったようなことをお伺いするような質問項目になってございます。

全国で共通の調査項目になりますので、回答が集まると、一律で国のほうのシステムに登録をする形になりまして、そうすると、ほかの市と比べてどうなのかといったところも比較できるような形になってございます。前回は63.4%と高い回収率で回答いただけましたので、今回も同程度ぐらいの回答率かなというふうに見込んでいるところでございます。

続けて2番ですね。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査。長いのでニーズ調査というふうに略して呼ばれたりいたします。こちらについては、目的としては、市内の高齢者がどのような状態で、どのような支援を必要としているかという実態把握、また、どの地域にどんなニーズがあるのかということも確認をするために行う調査というふうになってございます。

調査対象は一般の高齢者、認定とかを受けていらっしゃらない方であるとか、総合事業の対象者、要支援者までを対象とさせていただき調査で、こちらは郵送調査で行う予定でございます。

調査期間はちょっと先になりますが、1月に少し行わせていただいて、3月16日までに報告をまとめていただくという流れで、委託で行いますので、こちら辺の集計作業等は業者のほうからの報告を待つ形になろうと思っております。

今回は年齢の2区分、前期と後期の高齢者に分けさせていただくと、地域を、中学校区をベースにしようと思っておりますが、3つぐらいに分けて、層化無作為抽出という方法によって、3,200名の方を選ばせていただいて調査票を送る形でございます。回収率は高めですが75%の想定で、層ごとに400件のデータが収集できるという設計でございます。

質問項目は国が定めた標準項目と、オプション項目というものもこれも国の定めでございます、そのとおりにいかせていただこうと思っております。体を動かすこととか、毎日の生活のこととかの項目を聞く形になってございます。具体的には資料15がございまして、後ほどでも確認いただければ幸いです。

こちらのニーズ調査は、実は前回9期をつくる時にやった調査から変更を加えておりますので、どういった変更があったかを簡単に記載してございます。従前は、国立市独自で全数、先ほど申し上げた一般高齢者の方とか、全員に調査をさせていただくという形を取っておりましたのと、記名をしていただくという方法を取っておりました。今回は先ほど申し上げた層化無作為抽出による調査ということで、絞り込んだ調査になるかというふうに思っております。

また、これも従前ですが、介護予防事業の対象者把握を兼ねるために、独自の調査項目というのをたくさん設けておったところでございます。今回からはニーズ調査を単独で実施することとしまして、原則、独自の調査項目は設けない方針でやっていきたいというふうに思っています。

裏面に進みまして、今申し上げた、変更した理由について少し触れさせていただいております。まず第1には、他市と同じ形で聞くということで、比較分析がより簡便になるということが1点ございます。また、介護予防事業の対象者把握については、ほかの事業で高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業という事業をやっております、こちらのほうで把握できるかなというふうに考えまして、その観点を少し省かせていただきました。効率的な予算執行という観点も踏まえて、今回はこのような形で行いたいというふうに思っております。

前回の回収率は50%を下回っておりますが、これは記名式であったことであるとか、調査が少し重たかったことであるとか、あと、資産の状況といったような機微なところ

も聞いたために、このように回収率が下がったかなというふうに思っておりまして、今回は国の標準項目だけを聞く形になりますので、少し回収率は上がるかなと見込んでいるところでございます。

3番でございます。3番は介護事業者アンケート調査というところでございます。これは国が標準ですとかではなくて、市独自で行うものになってございます。市内の介護保険サービス事業所の状況というのを把握させていただいて、事業所支援の方策であるとかを検討するために行う調査でございまして、ウェブ上のアンケート調査で行うことを予定しております。

質問項目にあります4つの点は、全て前回このようなことを聞きましたということで、制度改正の影響であるとか、経営状況であるとか、あとはケアマネ事業者さんには、どんなサービスが今不足していると思いますかなんていうことを聞きながら、この場にも提供して、議論の一助にさせていただいたという次第でございます。こちらはもう少し自由度のあるアンケート調査でございますので、細かいところは今後調整していきたいというふうに思っているところでございます。

ちょっと本当は各調査どんな結果だったか、前回のものをつけたいと思ったんですが、かなり大部になってございますので、恐れ入ります、参考にホームページのアドレス等を掲載してございますので、こちらをアクセスさせていただいて、御興味のあるところを拾い読みでも見ていただくと、こういう調査なんだというのが何となくつかめるかなというふうに思っております。

各種調査の実施について、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【林会長】

ありがとうございました。

ただいまの説明に対して、何か質問ですとか御意見がありますか。

山路委員。

【山路委員】

2番目の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の裏面の変更理由のところの2行目、高齢者の保険事業と介護予防というのは、保険というのはこれはインシュアランスの保険ではなくて、健康を保つほうの保健じゃないですか。

【事務局】

おっしゃるとおりです。私の誤字でございます。大変失礼いたしました。

【林会長】

ほかにいかがでしょうか。特にございませんか。

白瀬委員、どうぞ。

【白瀬委員】

すみません。今回初めて参加させていただいているので、皆様方は御存じの話なのかもしれないんですけども、2番目のこの介護予防・日常生活圏域ニーズ調査のほうは、今回から国の提示している項目のみにするというお話でしたが、前回実施したときも、このオプション項目は全て含めてやっていたということなんでしょうか。必須項目しかやらない自治体さんも割とあるかと思うんですけども、その点について教えていただけたらと思います。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

そうですね、前回の調査のときも、オプション項目も全てやっていたというふうに思

っております。オプション項目以外にも独自項目もあって、ちょっと重たい調査になっていたのが前回だったかなというふうに思います。

【白瀬委員】

分かりました。ありがとうございます。

【林会長】

ほかにいかがですか。

【小松委員】

いいですか。

【林会長】

小松委員。

【小松委員】

これはどっちも各家庭に郵送で送られるということだったんですけれども、自宅だと、封書ってほとんどが開けられていないのが実態なんです。ケアマネさんとかはこれが送られてくるというのをご存知だとは思えます。国立市がこういうことをやっているということ。市から例えばケアマネさんたちに――でもケアマネさんの仕事じゃないのかもしれないですけど――回答してもらえよう何かアクションってあるんですか。回収率が65%とありますけど、たくさんの方の意見を吸い上げるには、まず回答してもらわなきゃいけないですよ。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

ニーズ調査のほうは、対象者は要介護者は含まれない形になりますので、一般の高齢者ということであると、開けていただく方が多いかなというふうに思っておりますのと、ケアマネさんを経由しても、声をかけられるのは要支援者までかなというところがございます。通常、こういった市からのアンケート調査は幾つもやっておるんですが、やっぱり高齢者の方のほうに回答していただく率は高いかなというふうに思います。

在宅介護実態調査のほうも、現時点では特にケアマネさんに声をかけてということはやっておりませんでした。在宅介護実態調査は、調査票の一番初めの3ページのところに、ケアマネさんも回答してもいいですよというか、回答していただいている方の中にケアマネさんも入っているぐらいですので、代わりに回答していただいているケアマネさんも多くいらっしゃるのかなというふうには思いますので、ちょっと遅ればせになりますけれども、市内のケアマネ事業者さんには、こういう調査を投げさせていただいておりますのでということをお声がけさせていただきたいと思っております。御意見ありがとうございます。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

ちょっと補足申し上げます。市内の介護保険の事業者の連絡会がございます。そこで一斉に情報共有できるような仕組みをつくっておりますので、そこにこの辺りの調査を今始めている、これから始める予定があるということも並べてお知らせして、御協力をお願いしていきたいと思っております。

【小松委員】

分かりました。

【林会長】

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは議事を進めます。次第の5が、国立市第5期基本構想第3次基本計画（素案）の内容についてであります。事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

ありがとうございます。では、先ほどの調査のほうはまた進めさせていただいて、結果が出たら皆様には共有させていただいて、議論の参考にしていただければと思っております。よろしくお願いたします。

では、次第の4番のほうを説明させていただければと思います。資料ナンバー16と17を御確認いただければと思います。

まず16のほうからになりますけれども、16の説明に入る前に、今日はちょっとこれをお持ちして御説明しようと思った趣旨を、先にお話ししたいというふうに思っております。

国立市の基本構想、基本計画というものの素案を今つくっている最中でありまして、その内容をこの後御説明するんですけれども、市のかなり上位のほうの計画になってございますので、我々がこの後つくっていく次期地域包括ケア計画の策定に向けても、その骨子になっていったらいいなというふうに思いまして、検討材料の一つにさせていただきたいという思いで、現在の素案を説明させていただければと思います。

また素案段階でございますので、ちょっと前まで市民の方からもこちらに意見をいただく、パブリックコメントを実施しておりました。パブリックコメントとしては15日で終わりとなってしまっているんですが、今日皆様からいただいた御意見も反映をして、この素案をまた案の段階に引き上げていきたいというふうに思っておりますので、そういった観点も込めて、積極的に御意見をいただければ大変ありがたく存じます。

というわけで、資料16でございます。こちらの資料は、先ほど言ったパブリックコメントを実施するに際して、市の政策経営課が基本構想ってどんなものというのを説明するためにつくった資料でございます。ちょっとこれは全部説明すると長いので、抜粋しながらお話をしたいと思っております。

めくっていただいて、スライド番号3番のところですね。先ほど、基本構想、基本計画というふうにさらっと申し上げてしまいましたけれども、この基本構想と基本計画、あと実施計画というものの3つを合わせて、総合基本計画というふうに呼んでおるところでございます。基本構想というのは、もう市の総合的な運営方針を定めるもので、最上位の計画というふうにされています。

その下にある赤く囲ってございますが、基本計画というのがございまして、今回改定しようと思っておりますのはここでございますけれども、構想に基づいて、まちづくりの目標を達成するための具体的な事業を推進するための指針を示す計画ということで、最上位計画の1個下にある、少し具体化したものという位置づけでございます。

スライド番号4番ですが、総合基本計画、基本構想の期間というのは、12年というふうに置いておまして、現在まだこの第5期基本構想の期間中でございます。第3次基本計画というのを、令和8年度から令和11年度の4年間でつくっていくということで、今回改定を考えているところでございます。

スライドナンバー5に、ピラミッドの構造で、先ほど申し上げたとおり、基本構想、基本計画というのがこの辺に位置づけられるということを記載してございます。

現在は基本構想期間中というふうに申し上げましたけれども、現在の第5期基本構想の内容を簡単に紹介したものが6枚目のスライドでございます。国立市では市の全体の大きな基本理念として、「人間を大切にする」という理念を掲げてございます。50年

前の第1期基本構想からずっとこの理念を掲げ続けてきているというところで、市としてはこれは今後も大事にしていきたいと思っております。

余談になりますが、「人を」大切にじゃなくて「人間を」というところに意図があるんだというふうに先輩から教わったことがございまして、人個人個人ももちろん大事ですけれども、その人の関係というところも大事にしたいということで、人間というふうにあえてつけたんだと先輩から教わったことがございます。

まちづくりの担い手や都市像、「文教都市くにたち」なんていうことも規定してございますが、まちづくりの目標としては、「学び挑戦し続けるまち ともに歩み続けるまち 培い育み続けるまち」、「文教都市くにたち」という形で作らせていただいております。

この基本構想をつくるときにはいろいろな市民の方に入ってくださいながら、今度は審議会を経由しながら、みんなで作ったような目標というふうに規定されているところでございます。

これを受けまして7枚目のスライドですが、基本計画、その構想を、今言ったまちづくりの目標をどうすれば実現できるんだろうかということで、具体的な事業を推進していくための指針としてつくった形になります。市のそういう大きなものでございますので、市の事業は全てここに乘っかっているという形が原則というふうになってございます。ということで、介護の事業も高齢の事業も基本的にはここに書いてあるという形、これに沿って市は進めていくよという形になってございます。

少しページを飛ばしますけれども、12枚目のスライドを御確認ください。今言ったような性格の基本計画をつくっている最中なんですけど、第3次、これからに向けて、重点項目というのを3つ掲げることとして案をつくってございます。1つ目が子育て世代・現役世代の増加と地域の魅力発信、地域経済の活性化。2つ目が安心・安全に暮らすことのできる環境づくり。3つ目、これが一番介護の分野にも近いところでございますが、健幸・つながりのまちづくり。この3つを重点的な項目として優先的に推し進めていきたいというような形で設けることを考えてございます。

13、14、15ページに、それぞれもうちょっと詳しく、この言葉の意味するところが書いてございますので、細かいところを後ほど御確認いただければなんていうふうに思います。

こういった中で、スライドナンバー16でございまして、施策体系というのがつくられてきておりまして、先ほど申し上げたとおり、市の施策が全部書いてある形になります。

高齢の分野はスライドナンバー17の政策4というところ、保健・福祉のグループの中にある基本施策10、高齢期の充実した生活への支援という形で体系に位置づけられてございます。

この後実際に、基本施策10の素案を確認していただきたいと思いますが、その前にスライド番号19でございまして。全て基本施策については同じ構造をしておりますので、その構造について解説したページが、19、20のスライドでございまして。

まず頭に現状と課題ということで、社会状況であるとか国の動向なんかを少し触れながら、国立市の現状と課題を書き出すという構造でございまして。

それを受けまして、スライド20、施策の目的は何ですよということを掲げた中で、では展開方向ごとに、目的は何か、手段は何か、それを判断する指標は何かというような形で作っていくという構造で作られているものでございます。

というところで、資料17のほうの説明を続けてさせていただければというふうに思

います。基本計画の施策番号10番、高齢期の充実した生活への支援というところの現状の素案を抜粋して持ってきてございます。

まず現状と課題というところをかいつまんで御説明いたしますが、まず初めのマルと2個目のマルは、国の動きであるとか国全体の人口の推移なんかについて記載させていただきました。

2つ目のマルの1行目、国全体の今後の人口推移としては、2040年頃まで高齢者人口が伸び続ける見込みであると。75歳以上人口の割合は増加する、85歳以上人口は急激に進展するという予測が立っているところでございます。これが何を生むかというと、単身高齢者であるとか認知症高齢者のさらなる増加という形につながってくるものと捉えてございます。加えて国のほうは、今後は高齢者の急増という段階から、生産年齢人口の急減という段階に局面が変化するというふうに説明をしてきているところでございます。こういったあたりは、先般のこの会議の中でも触れさせていただいたとおりの内容をまとめてございます。

3つ目のマルは、全国的な介護人材不足の状況について触れさせていただいておりますが、いろいろ書いてありますけど、最後の行、依然として今後の介護人材確保については強い懸念がある状態だというふうに認識してございます。

4つ目のマルは、こういった全体の状況を踏まえて、市の人口推計のところでございますが、今後の推計でも、高齢者人口は増加の一途をたどるというふうに見込んでございます。ただごめんなさい、ここは〇年に〇人という形で、まだ人口推計は、この計画をつくるに当たって現在やっている最中という説明を受けておまして、具体的な数字はまだ入っていないところでございますが、国立市の場合は2040年をさらに超えて、2045年ぐらいまでは高齢者人口が増えていくものというふうに、今のところ言われているところでございます。一人暮らし高齢者のみ世帯といった数も、こういった中で増加が見込まれるということに触れてございます。

その次のマルは認知症高齢者について、トピックとして特に取り出して御説明してございます。令和7年時点の国の認知症高齢者有病率を基に計算すると、市内には2,297人ほどいらっしゃるような試算になってございます。高齢者人口がピークになれば、もちろんこの人数も同じように増えていってしまうということで、かなり社会的にも大きな課題になってくるんじゃないかなというふうに思っております。

その次のマル、国立市においてはというところで、国立市はずっと実は地域包括ケア推進の一つの柱に、認知症ケアというのを位置づけて取り組んできているところでございます。なので、今後こういった施策というのをさらに充実させていくためにという観点で、施策を考えていく必要があるかなというふうに思っています。

全国的な状況にも改めて触れてございますが、下から2行目のところにありますとおり、新しい認知症観が国のほうでも提唱されてきております。国立市の特に介護に関わってきている皆様方、我々にとっては、新しい認知症観といっても新しくないだろうというふうに思ったところはございますけれども、あえて新しいと言うことで、改めてこういった内容というものを、市民の方にも広く周知していこうという意図があるんじゃないかなんていうことも思っております。そういったことも踏まえて、国立市では、じゃ、どうしていくかというのが、今後の大きな検討課題だというふうに思っております。

めくって次のページの、このページの一番上のマルでございますけれども、国立市ではもう一つ、在宅療養支援を大きな柱として、これまでも進めてきていました。3行目に書きましたけれども、例えば、要介護認定者のうち在宅で過ごす方の割合、これは

8割を今超えてございまして、9割に届こうかという高水準でございまして。こういったところに一定の成果は表れているかなど、市としては捉えております。ここでさらなる連携の充実を図っていくとともに、今後高齢者が増えていく、85歳以上の高齢者が増えていくという中においても、変化に対応して成果を維持し続けていくことが必要だというまとめをしております。

そして一番最後のマルのところでは、制度運営のお話を少し触れてございまして。介護保険制度をしっかりと回していくためにはということで、適正な給付であるとか適正な介護認定をしっかりと取り組んでいかなければいけないということに触れてございまして。全体として持続可能な制度運営がなされるように努めていくことが必要だということで、現状の課題を捉えているところでございまして。

次のページでございまして。こういった課題を捉えながら、施策の目的及び体系というところでございまして、目的のところはお読みいただければと思うんですけども、現行の地域包括ケア計画を踏まえての記載に既になっているかなというふうに思っております。

これに合わせて展開方向を1から5まで設定してございまして、このところは今の第2次基本計画と比べると、少し再編をして変えたところでございまして。変え方としては、今の地域包括ケア計画のほうの4つの目標をかなり意識させていただきながら、このような展開方向にいたしました。

今の4つの目標ですね。1つとしては、その人らしい生きがいを大切にできる。2つ目に、社会参加の機会を生かし、つながりを持てるというのがございまして。この1つ目、2つ目ををくつつけるような形で、展開方向1、高齢者の生きがいを大切に、社会参加の促進と介護予防、支え合いの体制づくりという展開方向を考えてございまして。

2のほうは、地域包括ケア計画の目標では、一人暮らしでも安心して生活できるという目標を掲げております。これに沿った形で、一人暮らしの高齢者が安心して暮らせる生活基盤の充実というふうにさせていただきました。

続けて展開方向3ですけれども、地域包括ケア計画の目標としては、医療・介護が必要になっても住み続けられるというふうに目標を立ててございまして。これを踏まえて、医療・介護が必要な高齢者が住み続けられる基盤の整備というふうに題しました。

展開方向4は、医療・介護に当然大きく関わってくるところでございまして、先ほど来申し上げているとおり、認知症はかなりトピック的に大事になってまいりますので、特出し、切り出しをしまして、認知症の方が暮らしやすいまちづくりの推進という形で題したところ。

最後に新設で5番として、介護保険制度の適正な運営と高齢者支援の体制整備・充実ということで、例えば地域包括の総合相談なんかは、1から4、全てに関わってまいりますので、そういったところをカバーできるように、こういった展開方向も加えるという形で整理させていただきました。

各展開方向の目的、手段というのは、お読みいただければというふうに思っておりますが、題名が長くなってしまっているんですけども、逆に題名を読むと、なるほど、こういうことが書いてあるのかなど。例えば介護予防だったら展開方向1に入っているのかなどか、支え合いとかいうと、1、2になってくるのかなという読み取り方ができるかなというふうに思います。

次のページ、展開方向2のところは、一人暮らしの高齢者が安心して暮らせるという形でございまして、一人暮らしの方の見守りに使うようなサービス、配食サービスであるとかそういったところは、こういうところに入ってきてございまして。

山路先生、すみません、ここも保健事業の「けん」の字が間違っておりますが、私のPCがそこを間違えて覚えているんだと思うんですが、こういったところもここに入れてさせていただいておるところでございます。

展開方向3は、医療・介護が必要な高齢者が住み続けられるというところで、まさに医療・介護連携、在宅療養の支援体制なんかがこの辺に入っております。

展開方向4は、認知症の方の施策をここに全部ひもづけていくような形でございます。

最後に展開方向5です。介護保険制度の適正な運営と高齢者支援の体制整備・充実ということで、今言ったようなその他にまたがるようなものも含めて、ここに包括的に盛り込まれているところでございます。介護保険の制度運営に関わるようなこと、適正受給についてのお話、介護人材確保のお話、そういった内容がここに入ってきてございます。いわゆる権利擁護と言われるような意思決定支援みたいな話もこの辺に盛り込んで、全てに関わってくるというふうに考えてございますので、そういうところを網羅的にしっかり整えていくよという形でつくらせていただきました。

以上、資料17の説明でございます。冒頭にも触れましたとおり、今日含めていただいた御意見を踏まえながら、これをまたブラッシュアップしていきたいということ、また、今後我々がつくっていく地域包括ケア計画の骨子の検討材料の一つになればと思っておりますので、御説明でございました。そういった観点で、また御意見、御質疑いただければ幸いです。どうぞよろしく願いいたします。

【林会長】

ありがとうございました。

ただいまの説明に対して、また質問や御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

じゃ、ちょっと私から。今この素案という段階ですが、まとめるに当たって、どんなタイムスケジュールで進められていくのでしょうか。

【事務局】

お答えいたします。資料16の22枚目のスライドを御確認いただければ。一番最後のスライドでございます。今後の予定と書いてありますが、パブリックコメントを10月15日、先日まで実施しておりました。これを踏まえて、今、基本計画（素案）を修正するようなタイミングでございます。原案というのを、令和8年、年明け1月頃に公表させていただくようなタイムスケジュールでございます。またこの段階でもパブリックコメントをいたしますので、ここで原案を踏まえてさらにということで、御意見をいただくことも可能でございます。2月には計画（案）という形になりまして、2月、3月に行われる市議会のほうにも報告をする中で、3月末に計画決定というスケジュールでございます。

以上です。

【林会長】

ありがとうございました。

瀬戸委員、お願いします。

【瀬戸委員】

短い質問なんですけれども、11ページのところで、健康まちづくりプランの中で、真ん中辺に、楽しく喜びにあふれるウォーカブルなまち。このウォーカブルというのはどのような。具体的に歩きやすいとかという意味か、それとも歩きたくなるような魅力にあふれるようなということでしょうか。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

今御指摘いただいたウォーカブルなまちというのは、瀬戸委員がおっしゃるとおり、後半のほうです。ただ単に歩ける、歩きやすいとか、歩くということだけではなくて、歩きたくなるようなまちということで、実際に歩くもそうですし、ベビーカーでも車椅子でも外に出やすくなるというか、出かけられるというところで、楽しく喜びにあふれるウォーカブルなまちと。こちらの健康まちづくりは、いわゆるソフト面、私たち個人の活動だけでなく、ハードな環境の部分も入っているので、こちらのほうはそういった捉え方をしております。

以上です。

【林会長】

瀬戸委員、どうぞ。

【瀬戸委員】

承知いたしました。非常にこのハードな部分で、私は常日頃問題を感じておりますので、今後市民として意見を言わせていただきたいと思いますと思っております。

【林会長】

ほかにいかがでしょうか。

新田委員、どうぞ。

【新田委員】

とても難しい話ですよ。例えば大学通りがあるじゃないですか。あれは楽しくウォーカブルで歩けるかどうかとかという話になるじゃないですか。そうすると、大きな道路があって、自転車道路があって、真ん中があって、歩道がありますよね。真ん中って、芝とか何かぐちゃぐちゃしてますよね。あれ、土地は誰のものでしたっけ。

【事務局】

真ん中って、緑地帯のことだと思いますけど。桜の生えている。あそこはたしかプリンスホテルさんのお持ちの土地だったと思います。

【新田委員】

ですよ。ということで、楽しくするためには、あそこに例えば花を植えるとか、あるいは子供の居場所もあるんですよ。子供の遊び場所もあって、僕は一番危ないと思っているのは、子供の居場所と犬の散歩と一緒になんです。衛生上、ちょっと何とか分けるとか、もっともっと楽しくするとか、いろいろ皆さん市民からアイデアっていっぱいあるんですよ。ただそれが、今、事務局から話があったように、かなり交渉事でやらなきゃいけないですよ。

【事務局】

そうですね。

【新田委員】

ということで、皆さんでやっぱり考えて。ただあそこだけではなくて、国立全域を。大きく言うと、さくら通り。僕は大学通りは矢川までで一本線とっていて。さくら通りで切るんじゃない。あとはさくら通りの渡ったところがあって。そこをまず10時でも楽しく歩けるまちになれば、そこへ皆さん出てくるかなと思ったり。思いませんか？そうやって。だからそういう想像を豊かにして、やっぱり皆さんで考えて、それを現実はどうしていくかということが重要かなと。ここの市の計画はウォーカブルと、そこがまず基本路線なので、さて、そこからどうするかという話だというふうに思っていますが、どうでしょうかね。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

ありがとうございます。今、こちらのほうの計画が、健康まちづくりプランという計画に位置づけている主なものなんですけれども、庁内でもやはり、今本当に都市整備の部分の部署とか、環境の部門だとかということで、全庁的にこの健康まちづくり、ウォーカブルなまちも含めて、共有しながら意見を出し合っています。

市民の御意見等も常々お伺いしながら、実際に今、健康ポイント事業でまちを歩いてもらっているんですが、そういった歩きながらのいろいろ気になることとか、もっとこうしたらいいんじゃないとか、市民だったら私たちはこんなことができる、そんなことの意見を、私たちのほうと一緒に共有しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

【林会長】

ほかにいかがでしょうか。

笠井委員、お願いします。

【笠井委員】

展開方向の中で、展開方向の進捗状況を測定するための指標というのがありまして、今調整中となっているんですが、ちょっとこれが知りたいなどこれを見ながら思ったんですけれども、今後いつ頃これが示されるのでしょうか。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

一般的な市民の皆様にご公表させていただくのは原案の段階でございますので、次の1月の頃に示していくというスケジュールになってございます。ただ、この後提案させていただくような検討部会であるとか、委員の皆様というところであると、逆に我々も、これはどうだろうということを相談していきたいというふうに思っておりますので、基本計画のみじゃなくて、その先というか、地域包括ケア計画の指標というところも一緒に考えていかなければいけないかなと思っておりますので、委員の皆様にはもう少し早い段階でこういったところもお示ししながら、御相談できればと思いました。

以上です。

【林会長】

よろしいでしょうか。

【笠井委員】

はい。

【林会長】

ほかにいかがですか。

新田委員。

【新田委員】

皆さんから意見が出ないようなので、あえて言いますが、この第5期基本構想第3次基本計画、これは全てすごく重要なんですよね。あまりにも重要でありながらも必要なことが書いてあるので、どうしたらいいのかと、恐らく悩まれて意見がないんだろうなというふうに思います。だってもう1から5まで全てそのまま、手段も書いてあるのが、これは一見すると全部正しいわけですよね。

ただし、例えばですよ、展開方向5の中で、手段の2つ目で、「国や都との役割分担のなかで、国立市として必要な介護人材確保対策を推進します」と1行書いてあるわけですよ。で、皆さんどう思われるのかなと、逆に。これはとても重要なことなんです。これから本当に介護人材が不足します。この前介護事業者の方で、ある方が、国立の介護人材は2年はもつけど、3年はなかなかもたないと、すごい発言をされたんですが、であれば、私たちはこの2行目の部分をどのように皆さんで考えて、どうしていくのかという。例えばの話ですよ、これは。

一つ一つ、本当に重要なことが書いてありますので、本当に皆様で英知を振るって考えて、いい方向へ行ければなと思っていますが。

**【林会長】**

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは議事を進めます。次第の6、検討部会の設置の提案についてです。事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

ありがとうございます。先ほどの素案のほうは、本当に今、副会長からもお話があったとおり、一つ一つの言葉に我々としても思いを込めたつもりでございます。もっとこれが大事だからとか、もっとこういうことをやらなくていいのとか、そういったことも含めて、この後でも結構でございますので、御確認いただいて、何かお気づきの点があれば、ぜひお寄せいただければ幸いに存じます。

次第の6番、検討部会の設置提案についてでございます。資料18を御確認いただければと思います。

検討部会についてということで、まず1番に簡単に概要を記させていただきました。介護保険運営協議会の規則第10条というものに規定されているものでして、会長が必要と認めるときに設置できる組織というふうになってございます。

2つ目の点に、過去の検討会開催例ということをご載せてございますが、過去にはこういった形で、生活支援体制の整備をどうすればいいんだろうみたいな、個別のテーマを深掘りしていただいたこともございますし、令和5年の2月頃には、今回と同じような計画策定に向けた基本方針案の策定を検討いただいたりとか、それから議論が発展して、会議体をちゃんと整理しないと駄目だよ、特別給付はどうすればいいんだろうみたいなところを深めていただいたようなこともございました。直近では、高齢者支援の一般施策の見直しについてというところで、令和7年の1月から2月に、御協力いただいてテーマを深めていただいたようなこともございます。

2番に進みます。今回設置の提案を我々がさせていただいた趣旨でございますけれども、次期の計画をつくっていくに際して、先ほども触れたとおり、調査実施を皮切りに、いよいよ策定作業に入っていくような段階にあると思っています。中身のほうはもちろん調査の内容を見なければいけませんし、国の動向というのもまだできておりませんので、そういったところも踏まえながら考えていかなければいけないので、まだ今書き始めるというのは時期尚早ではあるんですけれども、骨組みはこの段階でつくっておくことができるだろうというふうに思います。そこでそういったものを議論するための部会をつくっていただけないかということでのお願いでございます。

現在の9期をつくるときには、中間年度の2月頃にこういった部会を開催していただいたところがございますが、前はちょっと最後、策定スケジュールがタイトになってしまいましたので、少しでも前倒ししていければということで、このような形にさせていただいた次第でございます。

すみません、今回提案設置の趣旨のところ、ここも私の誤字がございました。誤字が多くて申し訳ございません。1行目のところです。第10期介護保険事業計画・第8次高齢者保健福祉計画の「保健」が抜けてございました。大変失礼いたしました。保健は健康のほうの保健ですね。

そういった趣旨で部会をつくっていただきたいということをお願いしてございますが、スケジュールとしては、来月、11月と年明け1月に1回ずつ、2回程度をまずはやっていきたい。前回もそうだったんですけども、そういった中で議論が深まって行って、じゃ、こういうことを検討部会でもっともんだほうがいいんじゃないかということがありますれば、追加開催ということも含めてやっていければいいなというふうに思っているところがございます。

部会のメンバー、これは毎回このような形をお願いしておりますが、設置の提案を認めていただきましたらば、会長・副会長と御相談の上で、各委員の御都合等調整させていただきますというふうに思っております。

事務局からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

【林会長】

ありがとうございました。

ただいまの御説明に対して、質問、御意見いただきたいと思っております。いかがでしょうか。特にございませんか。

それでは、先ほどこの運協の規則を読んでいただきましたが、この検討部会は、会長が必要と認めるときは設置することができるという規定がございますので、私のほうでこれは設置したいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

【事務局】

ありがとうございます。

【林会長】

それではよろしいですか。次第の7、その他ですが、事務局から申し上げます。

【事務局】

すみません、次第6の検討部会は設置ということでありありがとうございます。この後会長と相談の上で、またメンバーは私のほうから御連絡をさせていただいて、調整させていただければと思います。この間の1月にやらせていただいたときには、委員の皆様で、ぜひやりたいなというふうにお声がけをいただいた委員の方もいらっしゃって、メンバーにも入っていただいたような経過もございますので、立候補もお待ちしておりますので、お声がけいただければうれしく存じます。

7番、その他でございます。まず、あさってに控えましたイベントを、ちょっと御紹介させていただきたいというふうに思っております。

【事務局】

それでは、すみません、机の上に配付させていただきました、第14回認知症の日のお知らせをさせていただければと思います。直前のお知らせとなりますが、今度の日曜日、10月19日、第14回目となります。今回は、「認知症の人とともに暮らしやすいまちづくり」というふうに題しまして、FSXホール（くにたち市民芸術小ホール）のほうで開催するという形になります。

2部構成という形で、午前中に、おとしも上映しているんですが、「オレンジ・ランプ」の映画の上映をさせていただきまして、それを受けまして、第2部としまして、午後、「オレンジ・ランプ」のプロデューサーをされました山国さんにお越しいただきまして、座談会ですとか、あとは市民のサポーターさん等を含めまして、寸劇、あと

は実際の認知症の当事者の方、または御家族、学生等を含めましたシンポジウムという  
ような形で、認知症の日を実行させていただくという形になっておりますので、もし皆  
さん、お時間等ありましたら、ぜひ御参加いただければというふうに思います。紹介  
させていただきました。

以上となります。

【林会長】

ありがとうございます。

何かございましたら。

事務局からは以上だと思うんですが、委員の皆様からその他で何か御発言がありまし  
たらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。特にならなければ。

事務局は以上でよろしいですか。

【事務局】

今回の予定がございます。

【林会長】

お願いします。

【事務局】

ありがとうございます。認知症の日イベントは、第2部はユーチューブ配信もござい  
ますので、お時間がもしあれば、ちょっと来るのには時間が足りないなという場合には、  
ユーチューブ配信だけでも見ていただければうれしく思いますし、ユーチューブ配信は  
アーカイブで1週間ほどは放送される予定でございますので、そういったものもぜひ見  
ていただければうれしいなというふうに思います。

今回の介護保険運営協議会の日程について御案内させていただければと思います。先  
ほど申し上げましたとおり、11月と1月は検討部会のほうで時間を使いたいというふ  
うに思っておりますので、それを受けて、次回は2月を予定してございます。少し先  
になりますが、2月20日金曜日、同じ場所で行いたいというふうに思っております。  
何か変更があった場合には御連絡させていただきます。ということでよろしくお願  
いいたします。

以上です。

【林会長】

それでは、次にお会いするのはちょっと先になりますが、その間に検討部会等動いて  
おりますので、いろいろとお尋ね等あったら、事務局のほうにしてください。

それでは、本日の運営協議会はこれで終了いたします。大変お疲れさまでした。

—— 了 ——